誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を 有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、	
誘導施設を有する	う 建 築 物 の 新 築
〈 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 〉	
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為	
について、下記により届け出ます。	
年 月 日	
大玉村長 殿	
届出者 住 所	
	氏 名
	(連絡先)
1 建築物を新築しようとする土地	
又は改築若しくは用途の変更をし	
ようとする建築物の存する土地の	
所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改	
築若しくは用途の変更後の建築物	
の用途	
3 改築又は用途の変更をしようと	
する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。